

2022年度 3級《業務知識解説》

問題

第1問 次の記述のうち、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）における、旅程保証の規定及び、特別補償規定に照らし、それぞれ記述内容が正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、いずれの場合も特にコメントがない場合は、旅行者、添乗員に過失はないものとする

- ① 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者が、旅行契約申込時にその旨を申し出たときは、旅行者はそれに応じなくてはならないが、それにとり費用は旅行者の負担となる。
- ② 旅行者があらかじめ明示された資格等の参加条件を満たしていないことが旅行中に判明しても、旅行者はその旅行者との旅行契約を解除することはできない。
- ③ 旅行者と旅行申込者との間で、法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で電話により特約を結んだとき、特約の内容は約款の内容に優先する。
- ④ 航空会社のストライキにより、復路で利用予定の航空便が欠航となり、帰着日が1日延びた場合、旅行者は旅程保証による変更補償金を支払う必要はない。
- ⑤ A市でXホテルに宿泊予定であったが、食中毒が発生し、Xホテルの営業が停止（全館）となったため、契約書面に記載のないYホテルに変更となりました。この場合、宿泊機関のサービスの提供の中止に該当するため旅程保証の対象とはならない。
- ⑥ 東京発着で九州一周7日間の旅行のうち、最後の1泊2日を韓国釜山を観光する日程となっている旅行は、国内旅行ではなく、全行程を海外旅行として取り扱うことになっている。
- ⑦ 新幹線を利用するツアーで、契約書面に記載した利用予定の列車の座席に不足が生じたため、より高い料金のクラスに変更した場合には、旅程保証の対象とはならず、変更補償金の支払いは不要である。
- ⑧ 受付が必要な募集型企画旅行で、お客様が受付場所において受付の順番待ちをしている間に生じた事故は、約款上は、特別補償規定に基づく補償金等の支払いの対象外となる。
- ⑨ 旅行者が行程から一部離脱する場合で、離脱及び、復帰の予定日時をあらかじめ添乗員に届け出ていた時は、その離脱中に交通事故に遭い入院した時の入院費用、治療費は、特別補償規定に基づく補償金等の支払い対象となる。
- ⑩ ここ数日の集中豪雨の影響で、ホテルのロビー及びエレベーターの一部が使用不能となりました。お客様に迷惑がかかるといけなないので、ランクが上の別のホテルに変更することにしました。この場合、ホテルのランクが上であっても「宿泊機関の名称の変更」が適用され、旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。

解答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
第1問	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○

解説

第1問

○添乗業務を遂行していく上で理解していなければならないものとして、お客様と旅行者との間の「約束ごと」、すなわち、標準旅行業約款の基本的知識があります。

○消費者の権利意識の高まり等から、旅行条件やサービスの内容に対するお客様の目は大変厳しくなっていることは皆さんも実際に感じているではありませんか。旅行中にそのようなトラブルが発生した場合には、添乗員である皆さんは旅行会社を代表する者として対応することになります。その場合には、お客様にご満足いただき旅行が円滑に進むよう誠心誠意努力することは当然の義務ですが、トラブルの処理に当たってはお客様との契約事項に関する法的な知識も当然必要になってきます。

○お客様との間にトラブルが起きたりすると、お客様と添乗員(旅行会社)のどちらの主張が認められるかを考えなくてはなりません。トラブルで自分の主張が認められるようにするには、あらかじめ具体的な決まりやルールはどのようになっているのかを知り、決まりやルールに従った言動・行為をすることが必要となります。

○最終的なお客様への対応方法や実務的な処理方法については旅行会社の指示を仰ぐことになるので、当面の対応は皆さん方添乗員が行わなくてはならないと思います。

① 間違っています。

旅行者が特別な配慮に応じるのは可能な範囲内です。標準旅行業約款第5条第4項、第5項・・・旅行参加に際し特別な配慮を必要とする旅行者は、旅行契約の申込時に申し出れば、旅行者は可能な範囲内で対応することになっています。なお、この特別な配慮に要する費用は旅行者の負担となります。

② 正しい内容です。

標準旅行業約款第17条第1項(1)、標準旅行業約款第18条第1項・・・旅行者が、あらかじめ明示された資格等の参加条件を満たしていないことが判明し、旅行者が当該旅行者との旅行契約を解除できるのは、旅行開始前に限ります。旅行者が旅行開始後に旅行者との旅行契約を解除できるのは、標準旅行業約款第18条第1項の(1)(2)(3)(4)に記載されている通りですので確認しておいてください。

③ 間違っています。

特約は「書面」によることを要します。標準旅行業約款第1条第2項・・・特約が結ばれた場合、その特約が優先します。特約は、・書面で結ばれていること、・法令に反しないこと、・旅行者(旅行者ではありません)にとって不利にならない範囲であること、以上の3点を満たしていることが必要です。

④ 正しい内容です。

標準旅行業約款第29条第1項(1)の「ホ」・・・上記⑦の解説部分で記述している通り、運送機関の旅行サービス提供の中止、すなわち、運送機関の「欠航や運休」は旅程保証の対象外となります。従って、本事例は、航空便の欠航が原因で帰着日が1日延びたのですから、旅行者は旅程保証による変更補償金を支払う必要はないということになり、正しいこととなります。

⑤ 正しい内容です。

標準旅行業約款第29条第1項(1)の「ホ」「別表第2」に該当する事項に変更があったとき、「ホ」に規定するような「旅行サービス提供の中止」、すなわち、「休業」「休館」の場合は、旅行者は免責となり、旅程保証の対象とはなりません。

⑥ 正しい内容です。

標準旅行業約款第2条第2項・・・約款によれば、「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行、すなわち、出発地から帰着地までの全行程が、わが国の領土主権の及ぶ範囲内の旅行をいい、それ以外の旅行は「海外旅行」に区分けされています。

⑦正しい内容です。

標準旅行業約款第 29 条第1項 別表第2－3・・・運送機関の等級、設備の変更で、旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要となるのはより低い料金のものへの変更に限られています。変更後の等級及び設備のより高い料金のものへの変更については旅程保証の対象とはならず、変更補償金の支払いは不要ということになります。

⑦ 正しい内容です。

特別補償規程第1条、第2条第2項、第3項(1)・・・特別補償規程による補償の対象となるのは、①企画旅行参加中であること、②急激かつ偶然の外来の事故であることの要件を満たしている場合に限定されています。受付が行われる場合は、受付完了時をもって「企画旅行参加中」とみなされますので、受付順番待ち(受付が完了していない)の間に起こった事故は、約款の規定上は補償の対象外ということになります。

⑧ 間違っています。

入院費用、治療費ではなく、入院日数に応じての見舞金が支払われます。特別補償規程第5条第1項 旅行者が添乗員等に離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ届け出ているときは、その一時離脱中も「企画旅行参加中」とみなされ、その間に生じた事故によって旅行者が被った損害に対しては特別補償の対象となりますが、入院費用、治療費が特別補償の対象となるのではなく、入院日数に応じての見舞金が支払われることとなります。

⑨ 正しい内容です。

「一部使用ができない」は、標準旅行業約款第 29 条第1項(1)の免責事由(ホ)の「運送・宿泊機関等のサービス提供の中止」に該当しません。従って、ランクが上のホテルへの変更であっても、旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要ということになります。お客様のためを思ってホテルを変更したことが「旅程保証」の面からみると変更補償金の支払いの対象になってしまうということになります。

問題

第2問 次の1～10の記述のうち、募集型企画旅行における添乗員の言動・行動として、好ましいものには○、好ましくないものには×を解答欄に記入しなさい。

1. お客様への応急処置が必要な場合も考えられるが、投薬は副作用や状況次第では添乗員の責任を問われることにもなりかねないので注意が必要である。従って、添乗員が持参していた薬のお客様への投薬は慎むべきである
2. 添乗前の打合せの際は、まず必要なドキュメント類を受取り、募集パンフレット、最終案内書及び添乗指示書に食い違いがないかどうか自分の目で確認しなくてはならない。
3. バスツアー等で帰路、渋滞に巻き込まれ帰着が夜遅くなったので、希望されたお客様のために帰着地周辺で後泊用のホテルを用意することにした。その際、お客様にはホテルの宿泊代はお客様の責任ではないので旅行会社が負担する旨案内した。
4. 宿泊施設のチェックインに際しては、お客様の個人情報・プライバシーを保護するため宿泊者名簿は提出しないこととし、お客様への連絡事項はすべて添乗員を通して行ってもらうようにすべきである。
5. JR を利用するツアーで、復路の途中駅での下車を希望するお客様がいる場合には、車掌にその旨連絡をするとともに添乗員は途中下車証明書を作成し、お客様に渡す必要がある。
6. ツアー出発当日、集合時刻を過ぎても集合場所に現れないお客様がいる場合、お客様本人と連絡が取れた時点で、出発時刻に間に合わないことが明らかであるときは、すべて当日キャンセルとして扱わなくてはならない。
7. 病人やけが人が発生した場合(旅行会社に責任がある場合を除く)、治療に関わる費用は原則としてすべてお客様本人の負担となるため、その旨をきちんとお客様に伝えておかななくてはならない。
8. 旅館における夕食(大広間等での会食)の場合、席は指定することなくお客様には好きな席に座って頂き、添乗員は最後に残ったあいた席に座るようにする。
9. 人数の確認は常に添乗員が責任をもって行わなければならないので、バス出発時にバスガイドが人数確認を行った場合でも添乗員は再度確認する必要がある。
10. 旅行中に事故が発生した場合、お客様の不安や動揺が広がらないようにするため、事故の状況等について入手した情報・処理対応経過をお客様にも伝え、安心感をもっていただくようにする。

解答

第2問	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○

解説

第2問

○添乗員の基本動作が身に付いているかを問う問題です。

○その場の状況によっては判断基準が変わり、これが正解であると決めつけるのは難しいと いうことは出題者として理解していますが、あくまでも一般的な添乗員の基本動作として理解 しているかということで出題したものです。

①添乗員の言動として好ましい(正しい)ものです。

添乗員は投薬行為をしてはいけません。投薬行為は医師の領域です。お客様が体調不良を添乗員に知らせてきた場合、添乗員は薬の種類を判断し、決して「この薬は効きますよ」「この薬を飲みなさい」と薬を与えることをしてはいけません。体調不良の知らせに対しては、まず医師の診察を受けるよう勧めることが大切です。また、自分のために 調合された薬にもかかわらず、自分の症状と同じだからといってその薬を飲ませようとする人がいますが、人によって体質(アレルギーなど)が異なることも多く、大きな危険を伴うことに注意してはなりません。添乗員は、薬を提供しようとしてくれるお客様には丁寧にお礼を述べた上で基本的にはお断り すべきでしょう。

②添乗員の言動として好ましい(正しい)ものです。

ツアー中の添乗業務に必要な書類(ドキュメント類)を受け取ったら、必ず自分の目で内容を 確認し、わからないことがあれば担当者との打ち合わせのときに確認をしておかなくてはなりません。また、ツアーのポイントは何か、どのような内容で企画された旅行商品なのかを募集 パンフレット、お客様用最終日程表等で確認するとともに、添乗指示書との間で食い違いがないことも確認しておくことが重要です。従って、本事例の記述内容は正しいということになります。

③添乗員の言動として好ましくありません。

下記の2つの標準旅行業約款条文内容により、宿泊代等の費用はお客様の負担となります。

- ・標準旅行業約款第 13 条(契約内容の変更) 旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、やむを得ないときは、旅行契約の内容を変更することがあります。
- ・標準旅行業約款第 14 条第 4 項(旅行代金の額の変更) 第 13 条の規定により費用の増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲 内において旅行代金の額を変更すること(すなわち旅行者の負担とする)があります。

④添乗員の言動として好ましくありません。

宿泊者名簿(お客様の名前が記入されている部屋割り表)の提出は必要です。宿泊施設(ホテル、旅館等)到着後のチェックインに際して、次のような内容について、宿泊担当者と打合せを行うこととなります。

- ・宿泊者名簿(部屋割り表)の提出と宿泊人員の確認
- ・宿泊料金の確認と精算方法
- ・添乗員の支払いとお客様の個人精算との区分
- ・夕食及び朝食の内容・場所・時間
- ・大浴場の場所・利用可能時間
- ・翌日の出発時刻
- ・その他特別手配を依頼している場合の確認

⑤添乗員の言動として好ましくありません。

座席割りカードは乗車券の代わりにはなりません。JRの団体の切符は、旅客全員分が運賃と料金の両方を取りまとめ、1枚で発行されます。これを 団体乗車券:団券といいます。従って、お客様一人ひとりのための切符はありません。座席割り カードはあくまでも座席番号の確認のために旅行会社が作成して、お客様に渡すものなので、この カードを使って改札を通ったり、車内検札の際に、車掌に提示するものではありません。添乗員は列車発車後、早めに車掌に団券を提示し、検札を済ませるようにします。座席で待っていても検札に来ますが、お客様のところに先に行ったり、添乗員が席を外している間に来てしまう こともありますので、あらかじめ団体席の枠を伝えておき、車掌がお客様のところに個別に検札に行くことがないようにお願いしておきましょう。

⑥添乗員の言動として好ましくありません。

キャンセルするかどうかはお客様の判断です。お客様本人と連絡がとれた時点で、ツアーをキャンセルするかどうかの意思の確認が必要です。当日キャンセルの場合には旅行開始後の取扱いとなるため、取消料は約款上 100%となる旨を伝えておきます。お客様によってはツアーをキャンセルしないで、お客様が団体を追いかけて、昼食場所や観光施設、宿泊場所等で合流を希望される場合も少なくありません。なお、この場合、お客様が合流するまでの交通費は、全額お客様の負担となることも伝えておく必要があります。

⑦添乗員の言動として好ましい(正しい)ものです。

企画旅行参加中に生じたお客様の怪我(病気は特別補償の対象外)に対しては、特別補償規程に基づいて補償金、見舞金が支払われることが多いのですが、治療に係る費用はお客様の負担となるケースが多いため、「会社で負担します」などの不注意な発言はしないようにする必要があります。ということで、本事例は正しいということになります。

⑧添乗員の言動として好ましくありません。

募集型企画旅行では、特に席を指定することなく、会場にお越しになったお客様から順にお座りいただきます。グループごとの席割りをしたほうがよい場合もありますので、早めに会場に行き、自分の目で確認しておきましょう。会食や宴会に添乗員が同席する場合には、最後に残った席に座るのではなく、入口に一番近い末席をあらかじめとっておくことがポイントです。間違っても上座に座ることがないように気をつけましょう。

⑩ 添乗員の言動として好ましい(正しい)ものです。

バス出発前に、お客様が全員揃っているかどうか人数を確認しますが、確認をするときは添乗員自身の目で確認しなくてはなりません。この確認は決して人任せにははいけません。お客様の積み残しは、いくらガイドが点呼を取ったとしても、全面的に添乗員の責任となってしまいます。従って、本事例は正しいということになります。

⑪ 添乗員の言動として好ましい(正しい)ものです。

添乗員自身が慌てたり、冷静な判断ができなくなると、お客様の不安が増し、添乗員に対して不信感を募らせ、收拾のつかなくなる結果を招いてしまいます。処理に当たっては、まずお客様の安全を第一に優先させることを忘れてはいけません。そして入手した情報、処理対応経過をお客様にも伝え、安心感をもっていただくようにしましょう。

問題

第3問 以下は標準旅行業約款における条文の抜粋です。それぞれの空欄に適切と思われる語句・数字等を選択肢から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

<標準旅行業約款(抜粋)>

(旅程管理)

第23条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる(①)を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、(②)に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること

(2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、(③)を変更せざるを得ないときは、(④)の手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を(⑤)にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第24条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、(⑥)で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第25条 当社は、旅行の内容により(⑦)その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2 前項の(⑦)その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として(⑧)までとします。

((⑨)措置)

第26条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により(⑨)を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません

(当社の責任)

第27条 当社は、(②)の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して(⑩)年以内に当社に対して(⑪)があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、(⑫)について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては(⑬)日以内に、海外旅行にあつては(⑭)日以内に当社に対して(⑪)があったときに限り、旅行者1名につき(⑮)万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

<選択肢>

ア 添乗員	イ 旅行会社	ウ 旅行者	エ 申請	オ 受領
カ 1	キ 2	ク 3	ケ 5	コ 7
サ 10	シ 14	ス 15	セ 18	ソ 21
タ 30	チ 60	ツ 契約内容	テ 報告	ト 通知
ナ 義務	ニ 責任	ヌ 保護	ネ 契約	ノ 手配旅行契約
ハ 手荷物	ヒ 携行品	フ 団体	ヘ 特約	ホ 募集型企画旅行契約
マ 7時から21時	ミ 8時から18時	ム 8時から20時	メ 9時から17時	
モ 9時から19時	ヤ 添乗サービス	ユ 代替サービス	ヨ 最小限	
ラ 最大限	リ 適切な範囲			

解答

第3問	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	へ	ホ	ツ	ユ	ヨ	フ	ア	ム	ヌ	キ
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					
	ト	ハ	シ	ソ	ス					

解説

第3問

○標準旅行業約款から条文を抜粋したものです。約款について暗記することなどは求めています。しかし、内容を理解していれば、選択肢からの解答なので、ある程度はできなければならないものと思っています。

<標準旅行業約款(抜粋)>

(旅程管理)

第23条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる(特約)を結んだ場合には、この限りではありません。

- 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、(募集型企画旅行契約)に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること
- 前号の措置を講じたにもかかわらず、(契約内容)を変更せざるを得ないときは、(代替サービス)の手配を行うこと。
この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を(最小限)にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第24条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、(団体)で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第25条 当社は、旅行の内容により(添乗員)その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2 前項の(添乗員)その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として(8時から20時)までとします。

((㉑)措置)

第26条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により(保護)を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(当社の責任)

第 27 条 当社は、(募集型企画旅行契約)の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して(2)年以内に当社に対して(通知)があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、(手荷物)について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては(14)日以内に、海外旅行にあつては(21)日以内に当社に対して(通知)があったときに限り、旅行者1名につき(15)万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

問題

第4問 次の1～10 は、いずれも日本の都道府県の特徴(観光地、観光施設等)について記述したものです。それぞれに該当する最も適当な都道府県名を漢字で解答欄に記入しなさい。

1. 世界自然遺産、太平洋戦争時の特攻基地、鉄砲伝来の地、
2. 日本三大巨桜、白虎隊自刃の地、野口英世の生家
3. 北陸街道の難所、小説「雪国」の舞台、金山遺跡と流刑地
4. 日本三古湯、夏目漱石、瀬戸内しまなみ海道
5. 世界文化遺産、日本最大の湖、国宝の城、
6. 松尾芭蕉の生家、夫婦岩、20年に一度の式年遷宮
7. 銀鉱採掘地跡、足立美術館、大注蓮縄
8. 青の洞門、山なみハイウェイ、八幡宮の総本宮
9. 十二橋めぐり、養老溪谷、成田山
10. 香嵐溪、桶狭間の戦い、国宝天守

解答

第4問	1	2	3	4	5
	鹿児島	福島	新潟	愛媛	滋賀
	6	7	8	9	10
	三重	島根	大分	千葉	愛知

解説

第4問

○記載された、それぞれ3つの特色をもつ都道府県名を漢字で解答する問題です。「漢字で」と指定していますのでわかっても漢字が書いていなければ正解とはなりません。この業界で仕事をしていく限り、少なくとも都道府県名を漢字で書けないということは考えられません。

○それぞれの県の特徴として挙げている観光地、観光施設等はいずれも募集パンフレット等でよく目にするものばかりを選んでみました。皆さんも今までに訪れたり、目にしたり、耳にしたりしたことも少なくないと思います。

- ① ・世界自然遺産:洋上のアルプス、縄文杉などで知られる屋久島。1993年の登録。
 ・太平洋戦争時の特攻基地:知覧。南九州市にある1地区で「薩摩の小京都」とも。
 ・鉄砲伝来の地:種子島。ロケット発射基地の宇宙センターでも有名。
- ② ・日本三大巨桜:三春の滝桜(他の2つは山梨県の山高神代桜、岐阜県の淡墨桜)。
 ・白虎隊自刃の地:慶応4年(1868年)の会津戦争で白虎隊士19名が自刃した飯森山。

・野口英世の生家:猪苗代湖畔の野口英世記念館。

③ ・北陸街道の難所:親不知(長さ 8km におよぶ峻険な海岸)

・小説『雪国』の舞台:越後湯沢温泉(『雪国』の著者は川端康成)

・金山遺跡と流刑地:日本海最大の島・佐渡島

④ ・日本三古湯:道後温泉(他の二つは、和歌山県の白浜温泉、兵庫県の有馬温泉で、『日本書紀』、『風土記』に登場することで一般的にこの三つの温泉は三古湯と呼ばれています)。

・夏目漱石:道後温泉は夏目漱石の小説『坊っちゃん』の舞台として広く知られています。

・瀬戸内しまなみ海道:本州四国連絡橋ルートの一つで西瀬戸自動車道の愛称。愛媛県今治市から瀬戸内海の因島、大三島を経て、広島県尾道市に至る道路。歩行者、自転車専用道路が併設されていて、島々に住む人々の生活道路としての役割も果たしているようです。

⑤ ・世界文化遺産:古都京都の文化財の一部・延暦寺(1994年に登録)。平安時代初期、最澄により開かれた比叡山にある日本天台宗の総本山。

・日本最大の湖:琵琶湖:日本最大の淡水湖で、コクチョウ、ヒシクイ等の重要な越冬地となっており、ラムサール条約にも登録されています。

・国宝の城:松本城。他に、姫路城、彦根城、犬山城、松江城の計5城が国宝。柴田勝家と羽柴秀吉:賤ヶ岳古戦場跡:琵琶湖と余呉湖の間にある景勝地で柴田勝家と羽柴秀吉の二人の武将が雌雄を決した地として知られています。

⑥ ・松尾芭蕉の生家:伊賀市。松尾芭蕉が29歳まで過ごしたといわれています。

・夫婦岩:伊勢志摩国立公園内に位置し、古くは「お伊勢さん(伊勢神宮)」のお膝元として栄えていました。国の名勝に指定されており、2つの岩が仲良く寄り添った「夫婦岩」が有名です。

・20年に一度の式年遷宮:全国10万の神社の本宗・伊勢神宮(2013年に式年遷宮実施)。

⑦ ・銀鉱採掘地跡:石見銀山遺跡は、2007年に世界遺産に登録されたアジアで初めての鉱山遺跡です

・足立美術館:、島根県安来市にあり、130点におよぶ横山大観の作品と日本庭園で有名です。

・大注連縄:大しめ縄といえば島根県の出雲大社が有名です。

⑧ ・青の洞門:大分県中津市本耶馬溪町樋田にある洞門(隧道、トンネル)です。名勝耶馬溪にあります。

・やまなみハイウェイ:大分県中部から西部に至る日本風景街道の1つです。

・八幡宮の総本宮:大分県の宇佐神宮が総本宮として知られています。

⑨ ・十二橋めぐり:千葉県香取市佐原の十二橋巡りを指します(茨城県潮来も有名ですが、他の2つを参考に)。

・養老溪谷:千葉県夷隅郡大多喜町栗又から市原市朝生原を流れる養老川によって形成された溪谷。

・成田山:全国的に知られている成田山新勝寺は千葉県にあります。

⑩ ・香嵐峡:愛知県豊田市足助町にある、矢作川支流の巴川がつくる溪谷。紅葉やカタクリの花などで知られ、秋は観光地として賑わっています。

・桶狭間の戦い:永禄3年(1560年)に尾張国知多郡桶狭間(愛知県西部)での織田信長軍と今川義元軍の合戦。

・国宝天守:天守が国宝となっているお城は全国に5つありますが、その1つが愛知県の犬山城です。

問題

第5問 次の文章は日本の世界遺産に関する記述です。空欄に適切な語句を解答欄に記入しなさい。
尚、①⑧⑨⑩はカタカナで、⑤⑥⑦は数字を記入、②③④は漢字にて記入しなさい。

世界遺産の定義は、1972年の(①)総会で採択された「世界の(②)および(③)の保護に関する条約」に基づくものとなり、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物、現在を生きる世界中の人びとが過去から引き継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産となります。

世界遺産には、(②)、(③)、(④)の3つの種類があり、有形の不動産が対象となります。

(②)は、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。

(③)は、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生育・生育地など。(④)は、(②)と(③)の両方の価値を兼ね備えているものとなります。

2022年7月時点で、日本には(②)(⑤)、(③)(⑥)の合計(⑦)の世界遺産があります。

2021年は2つの世界遺産が誕生しました。そのうちの一つ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」は2021年7月に開かれた(①)世界遺産委員会で正式決定されました。奄美大島、徳之島、沖縄島北部と、南琉球の西表島の4地域の5構成要素で構成されており、亜熱帯性気候に属し、常緑広葉樹多雨林に覆われているのが特徴です。絶滅危惧種や固有種が多く、とくに国際的絶滅危惧種を含め、絶滅危惧種の種数及び割合も多く、(⑧)、(⑨)、(⑩)でもあります。

解答

	①	②	③	④	⑤
第5問	ユネスコ	文化遺産	自然遺産	複合遺産	20
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	5	25	イリオモテヤマネコ	アマミノクロウサギ	ヤンバルクイナ

解説

第5問

○世界遺産の定義並びに種類など、曖昧に記憶されている方も多いように見受けられます。まずは、世界遺産に関する基礎知識とともに、日本の世界遺産についてある程度の知識を持つ必要があると考え、今回3級の問題として出題することにしました。

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれ、そして私たちが未来の世代に引き継いでいくべきかけがえのない宝物です。UNESCOは、世界遺産を”人類共通の遺産”として保護・保全していくための国際的な協力体制を築く国際条約として、1972年第17回UNESCO総会にて「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称:世界遺産条約)を採択しました。

世界遺産は、私たち一人ひとりが守り伝えていくべき人類共通の遺産であるとして、日本ユネスコ協会連盟では、草の根レベルでの保護・保全活動を進めています。

世界遺産は「有形の不動産」を対象とし、3つの種類があります。

① 文化遺産

顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。

例) インドのタージ・マハル、ドイツ連邦共和国のケルン大聖堂など。

② 自然遺産

顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地など。

例)タンザニア連合共和国のキリマンジャロ国立公園、アメリカ合衆国のイエローストーン国立公園など。

③複合遺産

文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているもの。

例)ギリシア共和国のメテオラ、グアテマラ共和国のティカル国立公園など。

日本の世界遺産についての問題です。

ユネスコの世界遺産条約を 1992 年に締結した日本。未来にわたって残すべきと認定された日本国内の世界遺産は、2021 年 7 月の新登録も含め、現時点で文化遺産 20 か所、自然遺産 5 か所の計 25 か所にのぼります。

最も新しい世界遺産として、2021 年、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されましたが、その内容は以下の通りです。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が評価されたのは、生物の多様性が非常に高いからです。

この 4 つの島の面積は、日本の国土面積の約 0.5%にすぎません。ところが、そこに日本国内の生物の約 23%が生息しているのです。有名な固有種はアマミノクロウサギやイリオモテヤマネコなど、この 4 島に関連して特に有名な生物は、奄美大島と徳之島にしかない「アマミノクロウサギ」です。また、西表島には「イリオモテヤマネコ」がいます。日本では、この西表島のイリオモテヤマネコと対馬のツシマヤマネコしかヤマネコはいません。沖縄島には、飛べない鳥「ヤンバルクイナ」なども見られます。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島には、その土地にしか見られない固有種をはじめ、大変数が少なくなった絶滅寸前の動物たちが数多くいます。

問題

第6問 次の1～10は、いずれも日本の代表的な温泉地を表しています。それぞれに該当する最も適当な温泉地名を漢字で解答欄に記入しなさい。

1. 八甲田連峰の主峰・大岳の西麓、標高 900m の地にある温泉で、総ヒバ造りの大浴場「ヒバ千人風呂」でも有名。
2. 谷川岳の南麓に位置する利根川の両岸に開けた温泉地で、谷川岳登山やスキー客の基地ともなる温泉地。上越新幹線の上毛高原駅から路線バスで 30 分程のところにある。
3. 能登半島の七尾湾に突き出した弁天崎にあり、近代的な旅館やホテルが建ち並ぶ北陸地方を代表する温泉地。開湯 1200 年とされる歴史の古い温泉で、傷ついた白鷺が癒しているのを漁師が発見したと伝えられている。
4. 浜名湖畔最大の温泉地。ロープウェイで上った対岸の大草山からの眺望は見事。
5. 榛名山を間近かに、350 段以上もある石段がシンボルとなっている温泉地。
6. 長崎街道の宿場町として栄え、温泉名に由来する清流に沿って 60 件ほどの旅館が連なる。お茶の産地としても知られ、また温泉湯豆腐でのもてなしも有名である。
7. 鈴鹿山系随一の美しさを誇る御在所岳の東麓に湧き出る温泉地。三重県で数少ない温泉の一つ。紅葉期にはロープウェイで御在所岳山頂への観光客も多い。
8. 志賀高原の南東山麓にある、日本三名泉の一つに数えられる高原の温泉で、名物の源泉・湯畑そばの「熱の湯」で行われる「湯もみショー」はこの名物となっている。
9. 湯量が豊富で余った湯が町を流れる川に注ぐほどだというのでこの名がつけられたといわれる温泉で、阿寒周遊コース（阿寒湖、美幌峠等）の拠点ともなっている。
10. 砂蒸し温泉の代表として知られる南九州にある温泉地

解答

第6問	1	2	3	4	5
	酸ヶ湯	水上	和倉	館山寺	伊香保
	6	7	8	9	10
	嬉野	湯の山	草津	川湯	指宿

解説

第6問

○温泉問題は毎回必ず出題していますが、温泉の特徴を覚えておくこと、さらに漢字で書けるようにしておくことが最低限必要だと思います。とにかく、最近ではテレビその他で様々な温泉が取り上げられています。また、秘湯についてもある程度の知識が必要ではないかと思います。

1 酸ヶ湯温泉

酸ヶ湯(すかゆ)は、青森県青森市南部にある八甲田山系の火山起源の温泉。湯はその名の通り強い酸性を示し、pH は2.0をきります。元の温泉名は鹿湯(しかゆ)で、すかゆは読みの「しかゆ」が変化したもの。

名物は総ヒバ造りの「ヒバ千人風呂」。体育館のような巨大な建物で、大きな浴槽 2 つ(「熱の湯」「四分六分の湯」と打たせ湯(湯滝)があります。「熱の湯」と「四分六分の湯」は隣同士ですが泉源が異なります。

2 水上温泉

水上温泉(みなかみおんせん)は、群馬県利根郡みなかみ町にある温泉。谷川岳南麓一帯を水上温泉郷と呼び、その根幹を成す中心温泉地です。第二次世界大戦後になって交通アクセスの良さを理由に大幅に規模を拡大し、草津温泉や伊香保温泉と並ぶ県下有数の温泉地として発展しました。「上毛かるた」では、「み」の札に「水上谷川 スキーと登山」として採録されています。

3 和倉温泉

全国有数の高級温泉街として知られ、七尾湾に面して旅館が並びます。また、能登観光の玄関口でもあり、海のレジャーゾーンで知られる能登島にも近く、七尾市街にもフィッシャーマンズワープ(能登食祭市場)など見所があります。

開湯 1200 年とされる歴史の古い温泉で、傷ついた白鷺が癒しているのを漁師が発見したと伝えられています。

地名の和倉とは「湧く浦」、つまり湯の湧く浦(入り江)であり、海の中から発見されました。

4 館山寺温泉

館山寺温泉(かんざんじおんせん)は、静岡県浜松市西区館山寺町(旧国遠江国)にある温泉ならびに温泉街。

浜名湖沿岸に温泉街が広がっています。旅館は 19 軒存在します。はままつフラワーパーク、浜松市動物園、遊園地である浜名湖パルパルなども近くに存在し、行楽地として発展しています。近くにある館山寺(寺院)が、この温泉名の由来です。

温泉街の対岸となる大草山(標高 113m)があり、かんざんじロープウェイで渡ることができます。大草山からは温泉街を一望することが可能。また、この大草山を擁する呉松町にも観光施設が展開されています。

5 伊香保温泉

伊香保温泉(いかほおんせん)は、群馬県渋川市伊香保町にある温泉。草津温泉と並んで県を代表する名湯で、上毛かるたでは「伊香保温泉日本の名湯」と歌われています。

急傾斜地に作られた石段の両側に、温泉旅館、土産物屋、遊技場(射的・弓道)、飲食店などが軒を連ねています。365 段の石段は温泉街のシンボルであり、この界限は石段街と呼ばれています。

6 嬉野温泉

嬉野温泉(うれしのおんせん)は佐賀県嬉野市嬉野町(旧国肥前国)にある温泉。武雄温泉と並び県を代表する温泉です。「日本三大美肌の湯・嬉野温泉」「佐賀・嬉野温泉」の名称で嬉野市により商標登録されています。

美肌の湯とも呼称される嬉野温泉は、飲用にも適しており、なかでも温泉を使って炊いているという温泉湯豆腐は嬉野を代表する名物です。また嬉野市においては「湯どうふ」と表記されており、「嬉野温泉湯どうふ」の名称は嬉野市により商標登録されています。嬉野市の旧嬉野町では、古くから茶が栽培されています。そのため、嬉野市や観光協会では、「お茶といで湯の」温泉地であることを積極的に宣伝しており、両者を結びつけた様々な取り組みも行っています。

7 湯の山温泉

御在所岳の山麓の東側に位置します。自然豊かであり、四季折々の景観に富んだ温泉です。歓楽街化しておらず、ファミリーの行楽向けとして、鈴鹿山脈のレクリエーションやレジャーの拠点となっています。

三重県北部の最高峰、御在所岳の東麓に位置し、三滝川河畔の渓谷に 20 軒ほどのホテル、旅館がひしめき合っています。山の斜面に建てられているため、規模は小さく感じますが、設備は整った大型宿泊施設が多くあります。なお、温泉地からは御在所岳に登る御在所ロープウェイが運行しており、夏場は避暑地としても賑わいを見せています。

8 草津温泉

草津温泉(くさつおんせん)は、日本の群馬県吾妻郡草津町草津界限(江戸時代における上野国吾妻郡草津村界限、幕藩体制下の上州御料草津村界限(初期は沼田藩知行))に所在する温泉です。草津白根山東麓に位置しています。

毎分 3 万 23000 以上の自然湧出量は日本一。室町時代には万里集九が有馬温泉や下呂温泉とともに「三名泉」とし、江戸時代には林羅山もこれらの三温泉を「天下の三名泉」と記した(日本三名泉)。江戸時代後期以降何度も作られた温泉番付の格付では、当時の最高位である大関(草津温泉は東大関)が定位置でありました。

自噴する温泉の湯量は極めて豊富であり、湯温も摂氏 50-95 度前後と高く、万代鉱源泉はラジエーターを使い高い湯温を下げて配湯しています。昔から草津節などを唄いながら木の板(湯もみ板と言う)で温泉をかき回し、湯温を下げるのが特徴的な「湯もみ」が行われてきました。

9 川湯温泉

川湯温泉(かわゆおんせん)は、北海道川上郡弟子屈町にある温泉です。川湯の名は、アイヌ語の「セセキ(熱い)ペツ(川)」を意識したものです。温泉街の中を高温の温泉川が流れています。

10 指宿温泉

指宿温泉(いぶすきおんせん)は、鹿児島県指宿市東部(旧国の薩摩国)にある摺ヶ浜温泉(砂蒸しで有名)、弥次ヶ湯温泉、二月田温泉などの温泉群の総称です。鹿児島県内有数の観光地であり、2003(平成 15)年において年間 285 万人の観光客が訪れ、91 万人の宿泊客を集めています。

問題

第7問 次の1・2の問いに答えなさい。

1 次の地名の読み仮名およびその都道府県名を記入しなさい。

1. 襟裳岬 2. 温海 3. 強羅 4. 沢渡 5. 河津七滝
6. 英虞湾 7. 斑鳩 8. 大歩危 9. 鉄輪温泉 10. 摩文仁

2 名産品問題ですが、それぞれの都道府県の名産品を列記していますので、該当する都道府県名を(ア)～(エ)の中から選び解答欄に記号を記入しなさい。

1. イチゴ煮 (ア)青森 (イ)岩手 (ウ)北海道 (エ)栃木
2. 辛子レンコン (ア)福岡 (イ)熊本 (ウ)大分 (エ)宮崎
3. 有田みかん (ア)愛知 (イ)佐賀 (ウ)和歌山 (エ)静岡
4. 熊野筆 (ア)三重 (イ)和歌山 (ウ)奈良 (エ)広島
5. 切子 (ア)山梨 (イ)東京 (ウ)栃木 (エ)神奈川

解答

第7問	1	2	3	4	5
	えりもみさき	あつみ	ごうら	さわんど	かわづななだる
	北海道	山形	神奈川	長野	静岡
	6	7	8	9	10
	あごわん	いかるが	おおぼけ	かんなわおんせん	まぶに
	三重	奈良	徳島	大分	沖縄
1	2	3	4	5	
ア	イ	ウ	エ	イ	

解説

第7問

- 今回は地名の読み仮名問題を10問出題することにしました。
○各都道府県の名産品を答えていただく問題も少し含めることといたしました。

1

- 1 えりもみさき 歌にもありますが北海道の中南部のちょうどがったところが襟裳岬。
2 あつみ温泉 山形県の日本海に面している古くからの温泉です。
3 ごうら 神奈川県箱根地区の上部エリアに位置する地名で、強羅公園や彫刻の森美術館が有名です。
4 さわんど 全国にこの沢渡という地名はたくさんありますが、観光地として知られているのは長野県上高地の近くにある地名で沢渡温泉があります。
5 かわづななだる 静岡県伊豆半島の中部にありますが、七滝と書いて「ななだる」と言います。
6 あごわん 三重県伊勢志摩エリアにある入り江で真珠が取れることでも有名です。

- 7 いかるが 奈良県法隆寺のあるエリアを斑鳩の里と呼んでいます。
- 8 おおぼけ 徳島県の吉野川中流域に位置する溪谷に大歩危・小歩危があり、観光地として有名。
- 9 かなわおんせん 大分県の別府温泉の一つです。
- 10 まぶに 沖縄の地名は読みにくいのですが、摩文仁の丘が有名です。

2

1 イチゴ煮:青森県

いちご煮(いちごに)とは青森県八戸市とその周辺の三陸海岸の伝統的な料理で、ウニとアワビの吸物。漁師が浜で獲ったウニやアワビを煮たのが始まりといわれます。大正時代に入ると、料亭の料理として供されるようになりました。名前の由来は、椀に盛り付けたとき、アワビなどのエキスによって乳白色に濁った汁に黄金色のウニが浮かぶ様子が、朝露に霞む野いちごのように見えたことに由来します。

2 辛子レンコン:熊本県

熊本県は、全国的にも上位の生産量を誇るれんこんの産地。なかでも細川藩が天保年間に新田開発した宇城地方は今も主産地として栽培が盛んです。辛子れんこんは、細川藩と縁のある料理として知られます。1632(寛永九)年、肥後細川家の初代藩主忠利公は、日頃から体が病弱で、心配した羅漢寺の玄宅和尚は「何か栄養のあるものを」と苦心して探していたところ、当時の熊本県は沼地が多く、至るところに蓮が繁茂しており、れんこんには増血効能があることを和漢の書で知りました。熊本城の外堀には加藤清正が非常食用にと植えていた蓮があったのでこれを食べさせようとしたのですが、忠利公はれんこんは「泥の中で育った不浄なもの。」として決して箸をつけようとはしませんでした。そこで、味噌と和からしを混ぜ合わせたものをれんこんの穴に詰め、小麦粉、空豆粉、卵の黄身の衣をつけて油で揚げました。ピリッとした辛さが効いたのか、気に入って常食される程になると、病弱だった忠利公は食欲も増し、みるみる剛健になられた…というのが「からし蓮根」の由来です。

3 有田みかん:和歌山県

有田みかん(ありだみかん)は、和歌山県で生産されているみかん(ウンシュウミカン)の代表的なブランド。2006(平成18)年10月27日には地域団体商標制度の認定第1弾として、有田みかんが地域ブランドとして認定されました。

4 熊野筆:広島県

熊野筆(くまのふで)は、広島県安芸郡熊野町で生産されている筆。経済産業大臣指定伝統的工芸品。産地組合である熊野筆事業協同組合が管理する団体商標。

「筆の都」と称する日本最大の生産地で、愛知県豊橋筆・奈良県奈良筆・広島県川尻筆とともに日本四大産地を形成しています。一般には国内シェア8割、これに川尻筆と合わせると広島県産の国内シェアは9割になるといわれています。

5 切子:東京都

立方体の角を落としたもの。紙等で作られる仏前用・お盆向けの灯籠のこと。切子灯籠。また、ガラス加工・工芸の工法であるカットグラス(英語版)の和名。切子ガラス。江戸切子。薩摩切子などが有名。

問題

第8問については総合1・2級と共通のため、総合1・2級第7問を参照願います。